

<民生委員の概要>

民生委員とは、民生委員法第十条に定められた特別職の地方公務員(非常勤職員)であり、無報酬のボランティアとしての位置付けである。児童福祉法第十六条により、民生委員は児童委員を兼任すると規定されており、民生委員が地域の住民を対象にしているのに対し、児童委員は地域の児童を特に対象としている。活動内容としては、地域を中心とした住民の生活状況の把握、相談対応、福祉サービスの情報提供、関係機関(行政、社会福祉協議会)との連携、地域を活性化するための諸行動(祭事、サロンの運営及び計画)等が挙げられる。委嘱の手続きとしては、市町村毎に設置されている民生委員推薦会による選考を通じた公正な手続きを経て推薦委嘱が行われている。任期は三年(再任可)で、原則 75 歳が定年となっている。喫緊の課題としては、民生委員の高齢化、人手不足が挙げられている。

<民生委員の活動内容>

安否確認 実際に単身高齢者の自宅等を訪問して、安否確認をする

相談業務 地域で生活している者の福祉や生活といった様々な相談、話を聴く

行政との調整 福祉サービスが必要な者を行政、社会福祉協議会と繋ぐ

実態把握 地域の高齢化率や、福祉上の課題、その他諸問題を把握する

地域活性化 祭りやサロンを開催し、地域の動きを活性化する

→上述の様な地域に根差した活動を展開するのが民生委員(実際の福祉の最前線)

<連絡先>

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/minkyu/>

→大阪府 民生委員児童委員協議会連合会 または **大阪府 民生委員** で検索

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/shokai.html>

→大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

あなたの地域にも必ずいる「民生委員」
その内容を知ってみませんか？

*本資料は「民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクト(大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課)の取組みにより作成したものです。

民生委員を

さがせ!



実は全員… 民生



私は配食活動で
お弁当を届けています。
いつも楽しみにされていて
笑顔で出迎えてくださいます。
こちらも自然と
笑顔になっちゃいます。

買い物帰りにばったり会った
ご近所さんとおしゃべり中。
なにげない会話の中から
地域の情報を得ることも
大事な仕事のひとつです。



民生委員は知識がないと
務まらない部分も正直あるんだ。
だから定期的に
研修も行っています。

委員

なんです



私は見守り活動を
行っています。
「ありがとう」言われると、
とてもやりがいを感じます。
顔の見える関係って
大切だと思うんです。



子育てサロンにおいて
独楽を教えているのじゃよ。
子どもたちの楽しんでいる顔を
見れるのがやりがいじゃ。

夏は小学生や園児を対象に
プールを開いているんじゃ。
季節ごとのイベントもします！

